

平成29年度県内商業インバウンド市場獲得推進事業 公募要領

沖縄県では、県内商業インバウンド市場獲得推進事業を実施します。
受託を希望する事業者は、次の要領に従って企画提案書を提出してください。

1 事業目的

平成26年10月より消費税免税範囲が拡大され、化粧品、薬品、菓子類、食品等の消耗品も免税対象となったことを受け、大手量販店や百貨店のみならず、中小零細規模の小売店舗や商店街等も観光需要を取り込めるよう、免税販売の普及および、外国人観光客への販売体制強化を図る。また、平成27年4月より免税販売手続代理契約が可能となり、平成28年5月からは「免税対象金額の引き下げ」、「海外直送の手続の簡素化」、「免税手続カウンター制度の利便性向上」、「購入者誓約書の電磁的記録による保管」などの地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充が施行されたことから、免税によるインバウンド市場の獲得がより容易になった。

免税の利便性向上は、化粧品、薬品、菓子類、食品類等の県産品の販売拡大につながるチャンスとなるため、小売店舗における県産品の魅力を伝えるなど、県産品をより販売しやすい環境整備を図る。

業務内容

(1) 免税店サービス向上支援事業

- ア 免税店舗を中心とした外国人観光客対応に係るスタッフ研修会&免税店としての効果を実感できる店舗作り講習会
- イ 免税店化及び外国人観光客対応等に係る個別支援

(2) 沖縄県の特色を活かしたインバウンド市場獲得推進事業

- ア 外国人観光客向けの県産品PR
- イ クルーズ船客などの取り込み
- ウ 免税店サイトを活かした取組
- エ その他の沖縄県の特徴を活かした取組支援

2 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※3）の規定に該当しない者であること。

（※3）地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 観光消費動向、飲食店での販売促進に関する知見、関連団体との連携体制、消費拡大及び販路拡大に向けたマーケティング戦略等にかかる知識を有するなど、本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。また、当事業の効果をあげるための専門人材を確保できること。
- (4) 本委託業務を実施するため、正・副計3人以上の担当者を配置することができる者であること。
- (5) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (6) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)、(4)及び(5)の要件を満たす者であること。
- エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (7) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。

3 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり。

4 応募の手続き

<p>(1)公募説明会 平成29年6月5日(月) 11時から12時</p> <p>場所：県庁14階商工労働部会議室</p> <p>公募説明会参加希望の方は、電子メールにて、会社名・役職・氏名を送付ください。会場の都合上、1社あたり2名までとさせていただきます。</p> <p>申込締切 平成29年6月2日(金)12時</p> <p>メール送付先 aa052108@pref.okinawa.lg.jp</p>
<p>(2)応募にかかる質問締切 平成29年6月19日(月)17時(厳守)</p> <p>企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書[様式1]を記入し、電子メールにより提出してください。</p> <p>質問送付先 aa052108@pref.okinawa.lg.jp</p> <p>※質問に対する回答は、中小企業支援課ホームページへの掲載により、平成29年6月20日(火)17時以降行います。</p> <p>掲載URL http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/index.html</p>
<p>(3)企画提案提出期限 平成29年6月30日(金)12時(厳守)</p> <p>応募書類等の提出は、持参又は郵送(簡易書留)により提出してください。</p> <p>なお、郵送の場合は提出期限内必着とします。</p> <p>提出場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課 支援班</p> <p>〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階</p> <p>電話番号 098-866-2343 F A X 番号 098-866-4661</p>
<p>(4)審査会 平成29年7月12日(水)午後 (予定)</p>

1次審査通過者には平成29年7月7日（金）までに時間と場所を通知します。
説明時間 説明10分程度・質疑10分程度
説明資料 提出済みの提案資料のみ。追加資料は不可。
（プロジェクターは使用しません）
説明人数 1応募者あたり3名まで

5 提出書類（各8部ずつ）

- (1) 企画提案応募申請書[様式3]（1部は押印原本提出）
- (2) 企画提案書[様式4]
様式任意。A4縦の状態を読めるように綴ること（スライド2UPでも可）。
ページ番号又はスライド番号をふること。
- (3) 会社概要表[様式5]
- (4) 積算書[様式6]
委託料の積算書の費目については、以下の内容で提出すること。各積算費目の
内訳と単価を記載すること。
 - ・直接人件費
 - ・直接経費（旅費、印刷製本費、広告料、使用料及び賃借料、消耗品費等）
 - ・直接経費に免税店サイトのドメイン更新料として、税抜4,800円（税込
5,184円）を計上すること。
 - ・一般管理費（応募社規定による。ただし内訳を説明すること。内訳を説明し
難い場合は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%とすること。）
 - ・消費税（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、
消費税相当額を除いた上で経費を計上すること）
- (5) 事業計画[様式7]（年間スケジュール・実施体制）
- (6) 実績書[様式8]
- (7) その他提案に関する資料（様式任意）

6 受託事業者の決定と評価

- (1) 選定の方法
受託事業者の決定については、上記5の書類に基づく1次審査を行ったうえで、
必要に応じてプレゼンテーションによる評価委員会の審査を経て決定するものと
する。また、評価委員会は非公開で行い、審査の経過等、審査に関する問い合わ
せには応じない。
- (2) 主な評価項目（予定）
 - ア 業務に関する専門的知見（観光客の消費動向、国内及び県内インバウンド
の拡大に向けた現状と課題の認識、知見、分析力 等）
 - イ 提案内容（インバウンド拡大を図る上での有効性、期待できる効果、
提案の実現性等）
 - ウ 業務の実施体制（実施体制の適切性、効率性、関係機関・専門家との連携
等）
 - エ 積算内容（積算の適切性、効率性）

7 選定結果の通知

最終決定通知は7月下旬予定。

8 その他留意事項

- (1) 期限までに提出のあった企画提案書等について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (2) 提出書類の作成及びプレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項 (※ 4) の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5) 委託予定業者の選定にあたっては、企画提案された内容を総合評価し決定するため、個別事業の実施については、必要に応じて、県と委託予定業者間で協議のうえ、一部変更し実施することもあるものとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (7) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。

(※ 4) 契約保証金について (抜粋)

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9 問い合わせ先

〒 900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階
沖縄県商工労働部中小企業支援課 支援班 担当：中本
電話番号 098-866-2343 F A X 番号 098-866-4661